

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前11時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第18号 川西町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議第23号 町道路線の認定についての付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第18号 川西町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議第23号 町道路線の認定についての付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該5議案については、本定例会第1日目の3月5日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

6番橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

平成31年3月5日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案につきましては、記載のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第21号 町有財産の無償譲渡について。

譲渡の相手方である三菱鉛筆株式会社は、今後も本町の発展や工業振興を担う事業所であることから、企業支援の一環として、本町への定着のさらなる強化を図るため当該譲渡物件を工場用敷地として無償譲渡する旨の説明を受けた。

(2) 議第22号 町有財産の無償譲渡について。

譲渡の相手方である株式会社斎藤ツキストドリル製作所は、今後も本町の発展や工業振興を担う事業所であることから、企業支援の一環として、本町への定着のさらなる強化を図るため当該譲渡物件を工場用敷地として無償譲渡する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第21号 町有財産の無償譲渡について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第22号 町有財産の無償譲渡について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

10番齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会付託議案審査報告書によってご報告を申し上げます。

平成31年3月5日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案につきましては、記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第18号 川西町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い本条例を改正する必要がある旨の説明を受けた。

(2) 議第20号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

学校教育法等の一部改正に伴い本条例を改正する必要がある旨の説明を受けた。

(3) 議第23号 町道路線の認定について。

メディカルタウン整備事業を行うに当たり、町道として認定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第18号 川西町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第20号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第23号 町道路線の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

◎議第14号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条

例の設定についてから議第13号 平成31年度川西町  
水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第14号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから議第13号 平成31年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第3日目の3月7日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

12番金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私より川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

去る3月7日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第14号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 川西町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 川西町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第1号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第7号)、議第2号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第3号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第4号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第5号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第6号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)、議第7号 平成31年度川西町一般会計予算、議第8号 平成31年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成31年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成31年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成31年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成31年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成31年度川西町水道事業会計予算、以上17議案について、常任委員会を単位とす

る2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等、職員の出席を求め提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された17議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第14号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議第17号 川西町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 川西町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第1号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第7号）、議第2号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第3号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）、議第7号 平成31年度川西町一般会計予算、議第9号 平成31年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成31年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 平成31年度川西町水道事業会計予算、以上13議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第8号 平成31年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 平成31年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成31年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上4議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例案件4議案、平成30年度川西町各会計補正予算6議案、平成31年度川西町各会計予算7議案、合計17議案につきましては、予

算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第14号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 川西町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 川西町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第1号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第7号)、議第2号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第3号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第4号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第5号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第6号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)、議第7号 平成31年度川西町一般会計予算、議第8号 平成31年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成31年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成31年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成31年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成31年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成31年度川西町水道事業会計予算、以上、条例案件4議案、平成30年度川西町各会計補正予算6議案、平成31年度川西町各会計予算7議案、合計17議案について、予算特別委員会委員長の報告は17議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎新庁舎整備特別委員会報告

○議長 日程第3、新庁舎整備特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、新庁舎整備に関する調査研究について、新庁舎整備特別委員会において調査研究を行ってきたものでありますが、このたび調査研究が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので議題とするものであります。

新庁舎整備特別委員会委員長より報告を求めます。

新庁舎整備特別委員会委員長金子一郎君。

12番金子一郎君。

(新庁舎整備特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○新庁舎整備特別委員会委員長 それでは、私より、本特別委員会に付託された事件について調査が終了したので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会調査報告書を別紙のとおり提出いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

新庁舎整備特別委員会調査報告書。

1、付託事件、新庁舎整備に関する調査研究。

委員定数は14名であります。委員氏名については記載のとおりでございます。

設置期間、平成29年6月6日から平成31年4月30日までの間でございます。

5、本特別委員会の設置に至る経過でございます。

本議会は、役場新庁舎整備における議会の機能について調査研究を行うため、平成29年6月6日開催の議会定例会において本特別委員会を設置したものであります。

6、調査の経過であります。

(1) 会議の開催状況。

1 ページから2 ページ、3 ページ、4 ページ、ごらんいただきたいと思います。

小委員会24回、特別委員会15回を開催いたしました。その流れであります。

(2) 調査の状況。

調査の状況につきましては、その都度議論の結果を整理させていただきまして、別紙にまとめ議長に提出をいたしてまいりました。

別紙1から別紙5までごらんいただきたいと思います。

それでは、7 ページまでは調査の状況の流れを記載した内容でございます。

それでは、7、調査の結果でございます。

平成29年2月、町当局から国の市町村役場機能緊急保全事業を活用し、平成32年度内を目途に役場新庁舎を整備する報告を受け、平成29年6月6日に本特別委員会を立ち上げました。

本来であれば、議会として理想的な庁舎像について総合的に議論を重ね、結論を出すべきものでしたが、時間的な制約があるため、町当局と課題を共有し、先進地視察、設計業者への聞き取り等を実施してまいりました。

課題解決に向け小委員会で議会機能について議論を重ねてまいりました。その結果を適宜本特別委員会に報告し、さらに議論を深めてまいりました。

以上、本特別委員会の調査に当たり関係各位に多大なご協力をいただきましたことに深甚なる感謝の意を表し、本特別委員会の調査結果の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長 新庁舎整備特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

(なし)

○議長 別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、新庁舎整備特別委員会は、調査研究が終了しましたので消滅といたします。長期間の調査研究、まことにご苦労さまでした。

---

◎議第26号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第4、議第26号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第26号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、非常勤の特別職の日額をもって定める報酬額を改定するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第26号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

別紙の概要書をごらんいただきたいと思います。

1、改正の趣旨でございます。

医師の日額報酬につきましては、川西町特別職の職員の給与に関する条例別表3において規定しております。これは山形県の報酬日額に準じて額を定めております。このたび県の報酬日額が平成31年4月1日から改正されることを受け、本町におきましても非常勤の特別職の報酬額のうち日額をもって定める報酬額の上限を改定するものでございます。

2、改定の内容でございますが、現在、改正前、表がございまして、右側2万2,000円以内というふうに定めて町長が定める額といたしておりますものを、改正後、真ん中の欄でございまして、2万2,100円以内で町長が定める額というふうに変更するものでございます。

3、施行日は平成31年4月1日といたします。

なお、このことによりまして、31年度の予算ベースでこの医師に日額報酬を払うというふうに見込んでおるもの、主に介護認定審査会であったり、乳幼児等の健診事業であったりでございますが、延べで134回ほど予定しております。そこに200円を掛ければ影響額といたしましては2万6,800円程度になるのかなと見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時56分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

---

○議長 なお、1名早退されたことを報告いたします。

---

◎議第27号 川西町新庁舎整備建設工事請負契約の締結について

○議長 日程第5、議第27号 川西町新庁舎整備建設工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第27号 川西町新庁舎整備建設工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容の説明につきましては、遠藤未来創造室長にさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 命によりまして、私のほうから議第27号 川西町新庁舎整備建設工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

平成31年3月8日、川西町契約に関する規則第12条から第17条までの規定及び川西町新庁舎整備建設工事一般競争入札（条件つき）実施要綱に基づき、一般競争入札（条件つき）に付した川西町新庁舎整備建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記。

- 1、契約の目的、川西町新庁舎整備建設工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札（条件つき）による契約。
- 3、契約の金額、金22億5,720万円。
- 4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、殖産・松田・藤島建設共同企業体。代表者、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務

所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

続きまして、別冊の契約書等々の資料をごらんいただきたいと思います。

共同企業体建設工事請負仮契約書。

工事名、川西町新庁舎整備建設工事。

工事場所、川西町大字上小松地内。

工期、本契約の効力を生じた日から平成33年1月31日まで。

請負代金額、22億5,720万円。

その下のほうに移らせていただきます。

内容の2番のほうでございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発揮するものでございます。

契約日付、発注者、受注者、代表者、構成員については記載のとおりでございます。

その次のページをお開きいただきたいと思います。

川西町新庁舎整備建設工事についての工事の概要でございます。

1の(1)でございます。新庁舎、鉄筋コンクリート造、地上3階建て、建築面積2,035.13平米、延べ床面積4,434.36平米です。

(2) 車庫・エネルギー棟、鉄骨造、平屋建て、建築面積588.75平米、延べ床面積588.75平米でございます。

(3) 防災倉庫、鉄骨造です。平屋建て、建築面積153平米、延べ床面積153平米。

2、工期、契約締結から平成33年1月31日まででございます。

続きまして、その次のところにA3判で新庁舎整備建設工事の完成のパースイメージ図、その次には配置図、3枚目からは車庫・エネルギー棟の立面図、平面図、そして一番最後のページには防災倉庫棟の立面図、平面図を添付させていただいたところでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番金子一郎君。

○12番 ちょっと2点についてお聞かせいただきたいと思います。

工事代金20億9,000万円に対して消費税が1億6,700万。8%での計算なようですけれども、

10月から10%になるというようなことになりますと、このままこの消費税額がそのままいくのかどうか。

あともう一点でありますけれども、この契約が複数年度にわたるというようなことで、小松小学校のときもありましたけれども、物価や何かの値上げで材料費が上がったなどの理由で、途中で複数年度の契約に限りますけれども、お互いに話し合っただけで増嵩を決める条項がある、正式な名前は忘れちゃったけれども、それがこのたびも適用になるのかどうか。

2点についてお尋ねします。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

発注時点については、消費税、ご指摘のとおり8%で契約を結ぶことになるかと思っております。その後、今後、消費税が上がるというようなことでございますので、それまでの間の工事等々についてはずっと8%で進むというふうに理解をしてございます。

ただ、部材の発注の時期等々についても、今後その時期によってさまざまな税法上の解釈があろうかと思っておりますので、十分に注意をして工事管理を進めなければいけないというふうに現在のところ理解をしているところでございます。

また、2点目の材料とかさまざまな高騰につきましては、ご指摘のとおりでございます、今後そういったことがないとも限らないということでございますので、そういった経済条件、世の中の動きなどにとって、やむを得ずそうな場合、事業者としっかり協議をさせていただきながら、その中で工事費を考えていくということになろうかと思っておりますので、町の規則等々にも従って進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 12番金子一郎君。

○12番 そうすると、消費税は8%でいくというような考え方で、そう理解したわけですが、あとは例えば物価が上昇した場合、業者さんの話し合い、その増減について話し合う、その条項入っているというようなことの理解でよろしいでしょうか。もう一回すみません。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 そういった内容については、契約約款の中にも協議をして定めるというふうにしておりますので、町の規則、そして契約約款に基づいて協議をしてまいるということでございます。

○議長 12番金子一郎君。

○12番 我々はややもすると素人というようなことで、この代金を払えば立派な庁舎が引き渡しになるのかなというような感覚でありますけれども、そういう条項、世の中も変動しますので、これはこれとしていいですけれども、なるべく経費の節減にひとつ努めるように指導監督よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第28号 川西町役場新庁舎敷地造成工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第6、議第28号 川西町役場新庁舎敷地造成工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第28号 川西町役場新庁舎敷地造成工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容の説明につきましては、遠藤未来創造室長から説明をさせますので、よろしくお願ひ

申し上げます。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 命によりまして、私のほうから議第28号 川西町役場新庁舎敷地造成工事変更請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

平成30年10月10日に、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町役場新庁舎敷地造成工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記。

1、契約の目的、川西町役場新庁舎敷地造成工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、変更前、金1億2,636万円。変更後、金1億3,713万6,240円。比較、金1,077万6,240円。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

本日付、町長名でございます。

続きまして、お手元の契約仮変更書をごらんいただきたいと思っております。

第1回契約仮変更書。

工事場所、川西町大字上小松地内。

完成期日は平成31年5月31日。

変更前の請負代金額に対する増減額、増額でございます1,077万6,240円でございます。

下に移っていただきまして、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力が発生するものでございます。

平成31年3月31日契約で、発注者、受注者は記載のとおりでございます。

1枚おめくりをいただきたいと存じます。

概要でございます。

1の変更金額につきましては、ただいま議案のほうでご説明を申し上げましたので割愛をさせていただきます。

2、変更内容の概要でございます。

(1) 擁壁工の変更。

敷地東側L型擁壁の一部を宅造用から土木用に変更し、工事費を縮減を図るものでございます。

(2) 盛土工の変更。

①表土掘削深の変更。

②盛土量の変更。

当初計画1万2,375立米。変更後1万3,431立米。比較でございます。1,056立米の増でございます。

③購入土量の変更。

上記②盛土量に締固め係数1.33を乗じたものでございます。1,404立米の増でございます。町所有搬入土量の減による増、626立米。合計で2,030立米の増でございます。

(3) 仮設工の変更。

①車両用泥落とし装置、敷き鉄板を設置し、公道の汚れ防止と工事車両の安全な出入り確保を図るものでございます。

②北側擁壁工において水中ポンプ、発電機を設置し、排水路の流水浸入を防止するものでございます。

③北側擁壁工において軽量鋼矢板を使用し、既設水路側の安定勾配を確保するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまのご提案に当たりまして、私から発言をさせていただきます。

過日、総務文教常任委員会並びに19日に開催されました議会全員協議会におきまして貴重なご意見を多数賜りましたことを真摯に受けとめ、今後の事務執行、業務遂行に生かしてまいりたいと考えております。

各種契約に当たっては事業者と十分な協議を行うことは当然であります。事業執行において施工管理を外部の事業者へ委託するなど客観的評価が得られるようルールを定め、改善を図ってまいりたいと考えております。

また、契約の変更に対しては、その内容を慎重に精査した上で事業者と協議、協力を求めるとともに、議会に対し適切に情報を提供し、現地踏査をお願いするなど十分ご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

今後とも限られた予算の中で最大限に成果が得られるよう執行してまいりますので、ご理

解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号 川西町読書推進条例の設定について

○議長 日程第7、発議第1号 川西町読書推進条例の設定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

6番橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 発議第1号 川西町読書推進条例の設定について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

本日付提出でございます。

提出者並びに賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

提出理由でございます。

読書が人づくり及びまちづくりに重要であることから、町民の読書推進に関する基本的事項を定めるため提案するものである。

朗読の上、提案させていただきます。

川西町読書推進条例。

四季折々に美しい表情をみせる豊かな自然、悠久の昔から受け継がれてきた伝統や文化を育んできたわがふるさと川西町の歴史を継承し、発展させていくためには、町民一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む環境づくりが必要であり、その手段として読書活動は大切に

ある。

本町出身の作家・劇作家井上ひさし氏は『本の運命』の中で「本は人の運命も変えます。一冊の本が、読んだ人の考え方・生き方を変えるとということがあります。」と読書活動の重要性を謳っている。さらに町民の教養を深め、知的で、心豊かな生活を過ごすと同時に、未来に対応していく能力を身に付けるために、読書活動の道しるべとして、この条例を制定する。

目的。

第1条 この条例は、町民の読書に関し、基本理念を定め、町の役割を明らかにするとともに、心豊かな人々を育み元気なまち川西町を目指すことを目的とする。

基本理念。

第2条 読書推進活動は、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、町民が文化的で豊かな人生を醸成するうえで欠くことのできないことから、すべての町民が読書活動を容易に行うことができる環境整備を積極的に推進するものとする。

町の役割。

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

(1) 川西町立図書館条例（昭和46年条例第10号）に規定する図書館（以下「町立図書館」という。）の蔵書の充実及び情報の提供に関すること。

(2) 遅筆堂文庫設置条例（昭和62年条例第35号）に規定する遅筆堂文庫の整備と利活用を図り、井上ひさし氏の意思の継承に関すること。

(3) 町立図書館、町内小中学校図書室及び川西町交流センター条例（平成20年条例第24号）に規定する交流センターの相互の資料の活用に関すること。

(4) 幼児、児童生徒の読書推進に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか町民の読書推進に関すること。

委任。

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

これまでの関係各位のご協力に感謝を申し上げまして、提案とさせていただきます。

○議長 本案は、議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、

委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎発議第2号 川西町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第8、発議第2号 川西町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 齊藤智志君。

7番 齊藤智志君。

(7番 齊藤智志君 登壇)

○7番 発議第2号 川西町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

平成31年3月22日提出。

提出者、賛成者、記載のとおりでございます。

提出理由について。

決議事件の追加及び広聴のさらなる充実を目指すことから、本条例の一部を改正する必要があるため提出するものでございます。

一部改正条例の内容でございます。

川西町議会基本条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により追加する事件は、次に掲げるものとする。

(1) 川西町総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更。

これについてさらに追加をして、(2) 定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関すること。

この2を追加することになります。

第16条の見出しを「広聴及び議会広報の充実」に改め、同条第1項中「広報広聴活動」を「広聴広報活動」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長 本案は、議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎発議第3号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第9、発議第3号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 齊藤智志君。

7番 齊藤智志君。

(7番 齊藤智志君 登壇)

○7番 発議第3号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

平成31年 3月22日提出とします。

提出者、賛成者、記載のとおりでございます。

提出理由について。

議員定数の変更及び常任委員会の名称変更並びに本町行政組織の変更に伴い本条例の一部を改正する必要があるため提出するものであります。

一部改正条例の内容でございます。

川西町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8人」を「7人」に改め、「未来づくり課」の次に「政策推進課」を加え、同条第2号中「健康福祉課」を「福祉介護課、健康子育て課」に改め、同条第3号中「広報広聴常任委員会」を「広聴広報常任委員会」に、「広報広聴」を「広聴広報」に改めるものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「8人」を「7人」に改める部分に限る。）及び第2条第3号の改正規定は、平成31年5月1日から施行することになります。

以上でございます。

○議長 本案は、議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第10、発議第4号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申し出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

◎議長あいさつ

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。

この際、議員任期最終議会の閉会に当たり、川西町議会運用例第1章第32項の規定により本職並びに副議長から一言あいさつをさせていただきます。

暫時、席を離れます。

一言ごあいさつを申し上げます。

平成27年5月、議員各位のご支援、ご推挙をいただきまして川西町議会議長に就任以来、任期最後の定例会となりました。この4年間を振り返りますと、二元代表制のもと常に開かれた議会、そして議会改革に努めてまいりました。

議会広報全国コンクールでは2年連続の最優秀賞受賞、さらには9年連続の入賞を果たす偉業を達成することができました。このことにつきましては、広報広聴常任委員会委員長の佐々木賢一委員長初め、各委員の皆様、そしてまた、これまでの歴代の広報広聴常任委員会の委員の皆様方のお力添えとっております。このことに関しましては、改めてご労苦に対しまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、このたびは2件の特別委員会を立ち上げました。ご案内のとおりであります。

1件は、議会活性化検討特別委員会であります。議員定数について検討するとともに、通年議会についての調査研究にも着手してまいったところであります。

もう1件については、新庁舎整備特別委員会であります。新庁舎における議会の機能について調査検討を行ってまいりました。

そして、本定例会における議員発議による川西町読書推進条例を設定させていただいたところでもあります。

これまで私は、円滑な議会運営を進めるのを努力してまいったところでございます。これには、同僚議員各位、川西町当局、原田町長初め各職員の皆様の温かいご支援と、さらにはご指導を賜り、大過なく職責を務められたことに関しましても深く感謝申し上げます。

また、故高橋照夫前副議長、そして現遠藤章一副議長はもとより、このたび退職なされる藤崎事務局長初め事務局職員の方々にも大変お世話になりました。本当にありがとうございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

現在、川西町は、新庁舎整備、そしてメディカルタウン計画、そしてまた庁舎の跡地利活用計画等、さまざまな課題は山積しております。これらの課題解決のために、皆様方にはこれ以上にお力を発揮いただけるものと確信するものであります。

結びになりますが、川西町のご発展と皆様方の今後ますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げます。あいさつとさせていただきます。

まことにお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

---

#### ◎副議長あいさつ

○議長 続いて、副議長にあいさつをお願いします。

14番遠藤章一君。

○副議長 本日は、私にまでこのような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は平成29年度、30年度の2カ年にわたり副議長を務めさせていただきましたが、この2年間の皆様方のご協力に対しまして心より感謝を申し上げる次第であります。

特に平成30年度におきましては、加藤議長が体調を崩された時期もあったというようなことで、その代理を務めたわけでございますが、今考えてみますと本当に議長の代理が務まったのかと疑問に思うところもあるわけでございますが、私としては精いっぱい努力したつもりでございます。

これらにつきましては、同僚議員の皆様はもちろんでございますが、町当局の皆さん、さらには他市町村の議員の皆様方の温かいご理解、そしてまたご指導があつて何とか2年間を過ごすことができたと思っております。大変ありがとうございました。

結びになりますが、川西町のますますの発展と川西町議会のさらなる活性化を心よりご祈念申し上げます。ごあいさついたします。

ありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 これをもって平成31年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午後 1時41分)